

検証に当たっての前提条件の整理

資料 1

< 第3回委員会の結果（概要） >

➤ 議論の結果、以下の3点が確認された。

① 県が主体となって講じる必要のある対策を検証対象とすること。

（検証項目）

- 住民への情報伝達
- 防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策
- 住民の屋内退避への支援策
- 避難者の移動手段の確保方策
- 避難時間短縮のための対策
- ※ 必要に応じて項目の追加も検討

② 「PAZ約65,000人」と「県が試算したUPZの一時移転対象人数最大約105,000人」を避難・一時移転させるに当たって、**県の方針・対策案が妥当か否かを検証**していくこと。

③ 検証に当たっては、事故の発生時期（正月、お盆など）・時間帯（昼間・夜間）などの**前提条件**や電気・通信の途絶などの**不測の事態についても考慮**すること。

検証に当たっての前提条件の整理

※第3回委員会から修正なし

1 検証する事故のケース

事故のケース	事故の進展	想定する住民の防護措置
<ケース①> 新規制基準に基づく重大事故等対処設備が機能し、フィルタ付きベント装置を使用して放射性物質が放出されるケース	- 施設敷地緊急事態に進展後、全面緊急事態に至り、PAZは避難、UPZは屋内退避を実施 - 放射性物質が放出するものの、空間放射線量率はUPZ全域でOIL2の基準値（20μSv/h）を下回る	◆ 施設敷地緊急事態 PAZ：避難実施（要配慮者等） ◆ 全面緊急事態 PAZ：避難実施（一般住民） UPZ：屋内退避実施 ↓ 一時移転実施なし、屋内退避の解除※を想定
<ケース②> 新規制基準に基づく安全対策設備がほぼすべて機能せず、格納容器が破損し放射性物質が大量に外部に放出されるケース	- 施設敷地緊急事態に進展後、全面緊急事態に至り、PAZは避難、UPZは屋内退避を実施 - 放射性物質が放出し、UPZの一部区域で空間放射線量率がOIL2の基準値（20μSv/h）を超過	◆ 施設敷地緊急事態 PAZ：避難実施（要配慮者等） ◆ 全面緊急事態 PAZ：避難実施（一般住民） UPZ：屋内退避実施 ↓ 一部区域で一時移転実施 （その他の区域は屋内退避の継続※を想定）

※ 「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」において、屋内退避の実施後、新たなブルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたブルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避を解除できるとされている。また、同報告書において、屋内退避の開始から3日後を、屋内退避を継続できるかを判断する最初のタイミングの一つの目安とすることとされており、生活の維持が困難と判断されれば屋内退避から避難への切替えを検討することとされている。

検証に当たっての前提条件の整理

2 検証に用いる対象人数

- 各緊急事態区分における防護措置の想定対象人数は、以下のとおり。
- このほか、避難・一時移転指示対象外の住民の避難の発生による影響も考慮する。

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態 (放射性物質放出前)	全面緊急事態 (放射性物質放出後)
PAZ		避難：約6.5万人（区域内の全住民）※2 【事故ケース①・②共通】		避難完了
UPZ	一時滞在者（観光客等）の帰宅※1	屋内退避準備	屋内退避： 約85.2万人 (区域内の全住民) 【事故ケース①・②共通】	一時移転：最大約10.5万人（OIL2超過の区域） 【事故ケース②のみ】 ・ 北方面：約9.2万人 ・ 北西方面：約1.2万人～約4.3万人 ・ 西方面：0人～約6.5万人 ・ 南西方面：約8.2万人～約10.5万人 ・ 南方面：0人～約1.9万人 ・ 方面無し：約1.8万人
				屋内退避継続：約74.7万人～約85.2万人 【事故ケース②のみ】

※1 全面緊急事態においてもなお、PAZに滞在している一時滞在者又はUPZの一時移転対象区域内に滞在している一時滞在者で、移動手段を確保できない者は、一時集合場所などで住民とともにバスに乗り、避難を実施。

※2 施設敷地緊急事態要避難者（施設敷地緊急事態で避難する要配慮者等）の想定人数は、今後、東海第二地域原子力防災協議会作業部会において、算出する予定。施設敷地緊急事態要避難者は、警戒事態で避難準備等を実施し、施設敷地緊急事態で避難等を実施。それ以外のPAZの住民は、施設敷地緊急事態で避難準備を実施し、全面緊急事態で避難を実施。なお、施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者は、施設敷地緊急事態でPAZの放射線防護施設等で屋内退避を実施。

検証に当たっての前提条件の整理

2 検証に用いる対象人数

➤ 前ページの想定対象人数に加え、防護措置の対象となる可能性がある重点区域内の対象者は以下のとおり。

属 性	滞在期間	留意事項
医療機関の入院患者	短期間～長期間	避難に福祉車両が必要な者や放射線防護施設等での屋内退避が必要な者あり
社会福祉施設の入所者	長期間	避難に福祉車両が必要な者や放射線防護施設等での屋内退避が必要な者あり
住民登録していない学生、単身赴任者等	長期間 (休日等に帰省あり)	時期（平日・休日、お盆、正月等）によって人数が大きく変動
通学・通勤者	特定の時間帯のみ	時間帯（昼間・夜間）によって人数が大きく変動
一時滞在者 (観光客、出張者、帰省者等)	短期間	時期や時間帯によって人数が大きく変動

※ 上記のうち、一部の者は前ページの想定対象人数に含まれている場合があることに留意

検証に当たっての前提条件の整理

3 検証の対象・範囲

- 原子力災害対策指針や県の地域防災計画・広域避難計画などに基づき、住民への被ばくの影響を回避又は無用な被ばくを回避させることを目的として、「緊急事態における初期対応段階※¹」の防護措置を実施するに当たり、**県が主体となって講じる必要のある対策を検証項目とする。**（防護措置と県が主体として講じる対策の関係については、次ページを参照）
- 緊急事態における初期対応段階の防護措置と検証の範囲は下記のとおり。

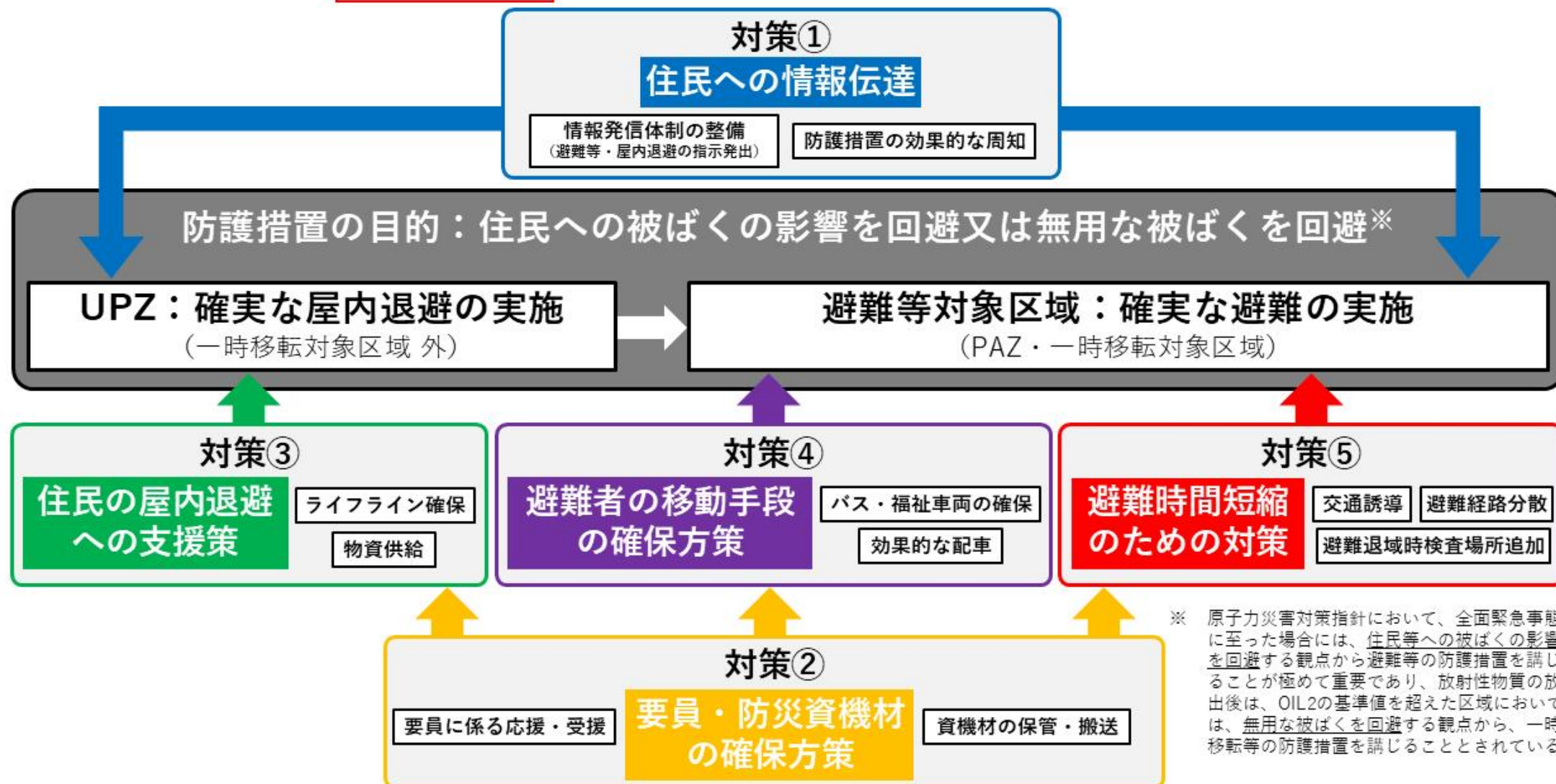
	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態 (放射性物質放出前)	全面緊急事態 (放射性物質放出後)
PAZ	- 施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施により健康リスクが高まる者を除く）の避難準備 - 施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施により健康リスクが高まる者）の放射線防護施設での屋内退避準備	- 施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施により健康リスクが高まる者を除く）の避難実施 ※30km圏外への離脱完了まで - 施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施により健康リスクが高まる者）の放射線防護施設での屋内退避実施 - その他の住民の避難準備	施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難実施 ※30km圏外への離脱完了まで	
UPZ		全住民の屋内退避準備	全住民の屋内退避実施	OIL2超過区域の住民の一時移転実施 ※避難退域時検査完了かつ30km圏外への離脱完了まで

- 原子力災害対策指針における初期対応段階の防護措置に含まれない「避難所の運営」や「避難状況の確認」に係る具体的なオペレーションは検証の対象としない。

※¹ 原子力災害対策指針において、「初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。」とされている。

検証に当たっての前提条件の整理

(原子力災害時の防護措置と県が主体となって講じる対策のイメージ図)



検証に当たっての前提条件の整理

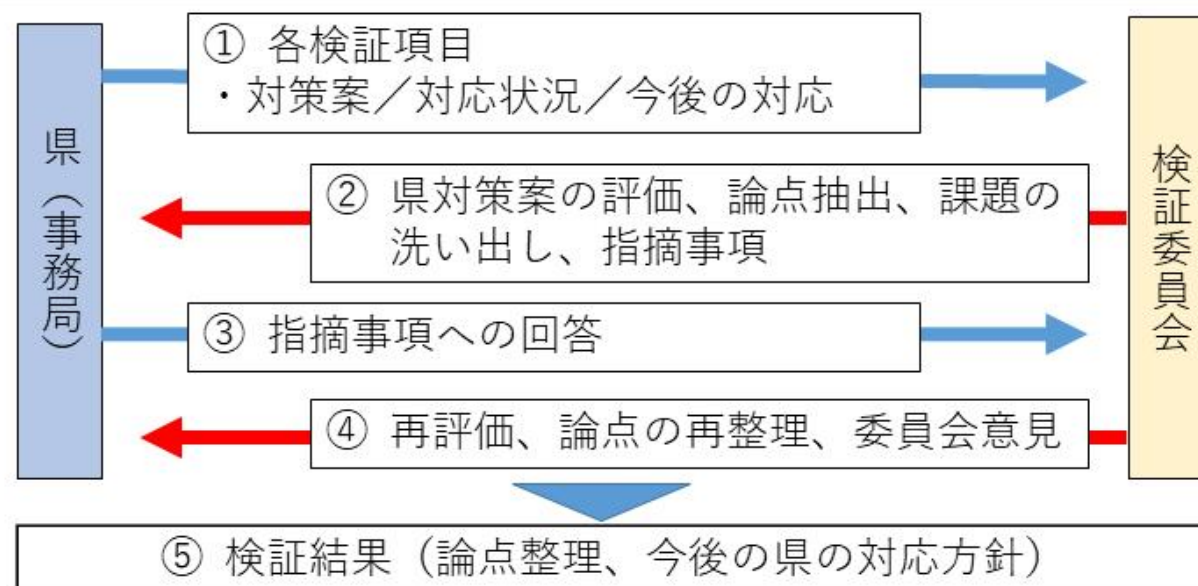
4 検証の主眼

- 初期対応段階の防護措置を実施するための県の方針・対策案が妥当なものになっているかを検証する。
- 東海第二地域では、特に各防護措置を実施する上で、その対象人口の大きさに対応できる体制が整備されているかが共通の課題と認識されており、そうした規模への対応の観点を検証の主眼とする。
 - 各対策において整備される
 - ◆ 具体的な対応方針・手順（タイムラインに基づく対応の全体設計）
 - ◆ 実施体制（指揮命令系統と役割分担の明確化）
 - ◆ 防災業務に従事する要員の動員計画（必要人数の確保と配置計画）
 - ◆ 資機材の確保・配備計画（種類・数量・配備場所等）などは、対象人口の規模に対応し得るものか
 - 対応が十分にできないと考えられる場合はどのように改善・充実を図っていくべきか
 - 避難者の属性（要配慮事項の有無や避難に使用する移動手段の相違など）、各方面における地理的特性、渋滞状況や対象となる市町村数などによる影響が考慮されているか
 - 不測の事態（想定外の防護措置対象者の発生、停電・通信の途絶、モニタリングポストの欠測、物資・要員の不到達など）が発生した場合の対応が検討されているか
 - 被ばくを直接の要因としない健康等への影響を抑えることが考慮されているか
 - その他必要な視点、考慮すべき点はないか など

検証に当たっての前提条件の整理

5 検証の手法

- ① 検証項目ごとに、事務局において対策のスキーム、現時点での対策案、対応状況、今後の対応をまとめ、資料として委員会に提示。
- ② 委員会において、提示された資料に基づき県の対策案を評価、論点の抽出、課題の洗い出しを行う。
- ③ 委員会において指摘された課題については、事務局において対応を整理し、次回の委員会以降に再提示。
- ④ 委員会においては、現時点の県の対策案に対する評価、指摘事項に対する対応への評価を行い、なお残る課題や未対応の課題については意見を付し、県が今後対応を検討していくべき項目として整理。市町村の避難計画についても、評価を行った県の対策案との整合性の確認を行う。
- ⑤ 評価、論点の抽出、課題への対応の整理が一巡した検証項目については、県民への示し方についても議論した上で、「検証結果」としてとりまとめ。



検証に当たっての前提条件の整理

※ 赤枠の部分は第3回委員会から追記・修正した箇所

6 検証で想定する時期・時間・気象

- 平日昼間で、防護措置の実施に大きな影響を及ぼす悪天候でない気象時の対応を基本形とする。
- 上記に加え、夜間発生時、年末年始などや長期休暇時、悪天候時に生じる課題を整理し、その際の対応方針も示す。

7 避難計画等の策定状況との関係

- 各市町村における広域避難計画、各医療機関や社会福祉施設の避難計画が策定され、それに沿った対応が取られる前提で検証する。
- 一方で、避難計画未策定の施設に対する災害時の対応方針も示す。

8 複合災害への対応

- 原子力災害への対応を基本として検証を行う。
- 上記に加え、地震や風水害など自然災害との同時発災時の対応方針も示す。